

2 射水市訪問型サービスA(緩和基準)サービスコード表

射水市訪問型サービスA(緩和基準)の指定事業者が使用します。

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
A3 1001	イ 訪問型サービス費(緩和)(I)	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1	230単位	90%	230	1回につき	
A3 1002				80%			
A3 1009				70%			
A3 1003				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%			90%
A3 1004							80%
A3 1010							70%
A3 1005		※月9回以上利用	2,070単位	90%	2,070	1月につき	
A3 1006		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%			
A3 1011				70%			
A3 1007				207単位減算			90%
A3 1008							80%
A3 1012							70%
A3 1101	ロ 訪問型サービス費(緩和)(II)		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2	230単位	90%	230	1回につき
A3 1102		80%					
A3 1109		70%					
A3 1103		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%			90%		
A3 1104					80%		
A3 1110					70%		
A3 1105		※月13回以上利用	2,990単位	90%	2,990	1月につき	
A3 1106		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		80%			
A3 1111				70%			
A3 1107				299単位減算			90%
A3 1108							80%
A3 1112							70%
A3 1201	ハ 訪問型サービス費(緩和)(短時間サービス)		事業対象者・要支援1・2(20分未満)※1月につき22回まで	134単位	90%	134	1回につき
A3 1202		80%					
A3 1205		70%					
A3 1203		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%			90%		
A3 1204					80%		
A3 1206					70%		
A3 1301	特別地域加算	事業対象者・要支援1・2	230単位	90%	35	1回につき	
A3 1302				80%			
A3 1329				70%			
A3 1303		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	所定単位数の15%加算	90%	311	1月につき
A3 1304					80%		
A3 1330					70%		
A3 1305		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位	所定単位数の15%加算	90%	449	1月につき
A3 1306					80%		
A3 1331					70%		
A3 1307		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位	所定単位数の15%加算	90%	20	1回につき
A3 1308					80%		
A3 1332					70%		
A3 1311	中山間地域等における小規模事業所加算	事業対象者・要支援1・2	230単位	90%	23	1回につき	
A3 1312				80%			
A3 1333				70%			
A3 1313		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	所定単位数の10%加算	90%	207	1月につき
A3 1314					80%		
A3 1334					70%		
A3 1315		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位	所定単位数の10%加算	90%	299	1月につき
A3 1316					80%		
A3 1335					70%		
A3 1317		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位	所定単位数の10%加算	90%	13	1回につき
A3 1318					80%		
A3 1336					70%		
A3 1321	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業対象者・要支援1・2	230単位	90%	12	1回につき	
A3 1322				80%			
A3 1337				70%			
A3 1323		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	所定単位数の5%加算	90%	104	1月につき
A3 1324					80%		
A3 1338					70%		
A3 1325		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位	所定単位数の5%加算	90%	150	1月につき
A3 1326					80%		
A3 1339					70%		
A3 1327		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位	所定単位数の5%加算	90%	7	1回につき
A3 1328					80%		
A3 1340					70%		
A3 1401	ニ 初回加算			90%	160	1月につき	
A3 1402				80%			
A3 1403				70%			

A3	1501						90%		
A3	1502	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅰ1	事業対象者・要支援1・2	230単位			80%	32	1回につき
A3	1509						70%		
A3	1503						90%		
A3	1504	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅰ2	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ): 所定単位数の137/1000加算		80%	284	1月につき
A3	1510						70%		
A3	1505						90%		
A3	1506	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅰ3	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位			80%	410	
A3	1511						70%		
A3	1507						90%		
A3	1508	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅰ4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位			80%	18	1回につき
A3	1512						70%		
A3	1601						90%		
A3	1602	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅱ1	事業対象者・要支援1・2	230単位			80%	23	
A3	1609						70%		
A3	1603						90%		
A3	1604	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅱ2	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ): 所定単位数の100/1000加算		80%	207	1月につき
A3	1610						70%		
A3	1605						90%		
A3	1606	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅱ3	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位			80%	299	
A3	1611						70%		
A3	1607						90%		
A3	1608	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅱ4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位			80%	13	1回につき
A3	1612						70%		
A3	1701						90%		
A3	1702	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅲ1	事業対象者・要支援1・2	230単位			80%	13	
A3	1709						70%		
A3	1703						90%		
A3	1704	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅲ2	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ): 所定単位数の55/1000加算		80%	114	1月につき
A3	1710						70%		
A3	1705						90%		
A3	1706	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅲ3	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位			80%	164	
A3	1711						70%		
A3	1707						90%		
A3	1708	訪問型緩和基準サービス処遇改善加算Ⅲ4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位			80%	7	1回につき
A3	1712						70%		
A3	2001						90%		
A3	2002	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅰ1	事業対象者・要支援1・2	230単位			80%	14	1回につき
A3	2003						70%		
A3	2004						90%		
A3	2005	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅰ2	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ): 所定単位数の63/1000加算		80%	130	1月につき
A3	2006						70%		
A3	2007						90%		
A3	2008	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅰ3	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位			80%	188	
A3	2009						70%		
A3	2010						90%		
A3	2011	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅰ4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位			80%	8	1回につき
A3	2012						70%		
A3	2101						90%		
A3	2102	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅱ1	事業対象者・要支援1・2	230単位			80%	10	
A3	2103						70%		
A3	2104						90%		
A3	2105	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅱ2	事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用	2,070単位	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ): 所定単位数の42/1000加算		80%	87	1月につき
A3	2106						70%		
A3	2107						90%		
A3	2108	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅱ3	事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用	2,990単位			80%	126	
A3	2109						70%		
A3	2110						90%		
A3	2111	訪問型緩和基準サービス特定処遇改善加算Ⅱ4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	134単位			80%	6	1回につき
A3	2112						70%		
A3	2113		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1				90%		
A3	2114						80%	6	1回につき
A3	2115	訪問型緩和基準サービスⅠベースアップ等支援加算					70%		
A3	2116		事業対象者(週1、2回程度)・要支援1 ※月9回以上利用		介護職員等ベースアップ等支援加算 :所定単位数の24/1000		90%		
A3	2117						80%	50	1月につき
A3	2118						70%		
A3	2119		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2				90%		
A3	2120						80%	6	1回につき
A3	2121	訪問型緩和基準サービスⅡベースアップ等支援加算					70%		
A3	2122		事業対象者(週2回を超える程度)・要支援2 ※月13回以上利用				90%		
A3	2123						80%	72	1月につき
A3	2124						70%		

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

・「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入